

第 1 号議案

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（添付書面等の省略）</u></p> <p><u>第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条に規定する政令（以下「政令」という。）で定める書面等であって当該申請等に関する条例等の</u></p>	

規定において当該申請等に際し添付  
することが規定されているものにつ  
いては、当該条例等の規定にかかわ  
らず、本市の機関等が、当該申請等を  
する者が行う電子情報処理組織を使  
用した個人番号カードの利用その他  
の措置であって当該書面等の区分に  
応じ政令で定めるものにより、直接  
に、又は電子情報処理組織を使用し  
て、当該書面等により確認すべき事  
項に係る情報を入手し、又は参照す  
ることができる場合には、添付する  
ことを要しない。

第8条～第10条 [略]

第7条～第9条 [略]

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 理 由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。